

東京都居住支援協議会会則 新旧対照表

改正案	現 行
<p>(第1条～第4条 現行のとおり)</p> <p>(役員)</p> <p>第5条 本会に次の役員を置く。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 会長 1名 二 副会長 1名 三 監事 2名 <p>2 会長は、東京都住宅政策本部<u>民間住宅部長</u>とし、副会長は、東京都福祉保健局企画担当部長とする。</p> <p>(第6条～第7条 現行のとおり)</p> <p>(事務局)</p> <p>第8条 本会の運営補佐及び庶務を執り行うため、東京都住宅政策本部<u>民間住宅部安心居住推進課</u>に事務局を置く。</p> <p>(第9条～第11条 現行のとおり)</p> <p>附 則</p> <p>1 この会則は、平成30年6月25日より施行する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この会則は、令和元年6月24日より施行する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>1 この会則は、令和4年 月 日より施行する。</u></p>	<p>(略)</p> <p>(役員)</p> <p>第5条 本会に次の役員を置く。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 会長 1名 二 副会長 1名 三 監事 2名 <p>2 会長は、東京都住宅政策本部住宅政策担当部長とし、副会長は、東京都福祉保健局企画担当部長とする。</p> <p>(略)</p> <p>(事務局)</p> <p>第8条 本会の運営補佐及び庶務を執り行うため、東京都住宅政策本部住宅企画部企画経理課に事務局を置く。</p> <p>(略)</p> <p>附 則</p> <p>1 この会則は、平成30年6月25日より施行する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この会則は、令和元年6月24日より施行する。</p>